

⑤町民税・県民税申告相談の日程

期 間 令和4年2月9日(水)～3月15日(火) 土・日曜日および祝日を除く

受付会場 巨理町役場(巨理町字悠里1番地) 1階 多目的ホール

開設時間 午前8:30～11:00 午後1:00～4:00

※役場庁舎の出入口(玄関)の開錠はセキュリティ上の都合により8:30となるため、それより前には入場できず外でお待ちいただくこととなりますのでご注意ください。

月 日	※密をさけるため行政区単位の指定日を調整しておりますので、指定日においてになるようお願いいたします。				
行政区	2月9日(水)	2月10日(木)	2月11日(金)		
	本郷 箱根田東 港町	あぶくま 箱根田西 鳥屋崎	建国記念の日 (閉庁日)		
月 日	2月14日(月)	2月15日(火)	2月16日(水)	2月17日(木)	2月18日(金)
行政区	吉田 中原 旭台 上大畑	南長瀬 北長瀬 一本松 開墾場	新丁 野地 浜吉田東・西	下大畑 長瀬浜 大畑浜 浜吉田北	上郡 森房
月 日	2月21日(月)	2月22日(火)	2月23日(水)	2月24日(木)	2月25日(金)
行政区	下郡 田沢	小山 早川	天皇誕生日 (閉庁日)	上の町 今泉	牛袋 十文字町 榎袋 鷺屋 蕨
月 日	2月28日(月)	3月1日(火)	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)
行政区	中泉 十文字村	館南上・下 南町北	南町南 中町 上町南・北	南城東 五日町	北城東 新井町 新町中
月 日	3月7日(月)	3月8日(火)	3月9日(水)	3月10日(木)	3月11日(金)
行政区	新町南・北 下茨田南	駅前西・東 下茨田北	桜小路東・中・西 祝田東	祝田西・南 新町 神宮寺	下茨田中 高屋
月 日	3月14日(月)	3月15日(火)	※例年午前の受付時間帯が混雑し、待合所が密になり待ち時間も長くなる傾向があるため、午後の時間帯に来場されますと他者との接触も最低限となり申告もスムーズに進みますのでおすすめです。		
行政区	鹿島 柴町 倉庭	3月14日(月) までの期間で 都合が悪かった方			

感染症拡大防止のためのご注意とお願い

- ◎来場される際は事前に体温の計測等を行い37.5度以上の熱がある場合やせきが出る、味覚がおかしいなど感染の疑われる症状がある場合には入場をお控えいただき税務課まで電話でご相談ください。また、来場時はマスクをご準備し手指の消毒など感染予防をおこなっていただくようお願いいたします。(役場入口に体温測定用のサーマルカメラや手指消毒用アルコールは準備しています。)
- ◎受付時間中にも定期的に消毒作業をおこなうため中断する場合があります。
- ◎上記に限らず、役場や会場内で感染者が確認された場合などには受付自体を中止することも考えられますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎確実に所得税の確定申告が必要な場合はe-Tax(3ページ参照)での申告をおすすめします。

お問い合わせ

巨理町役場税務課
仙台南税務署

巨理町字悠里1番地
仙台市太白区柳生2丁目28-2

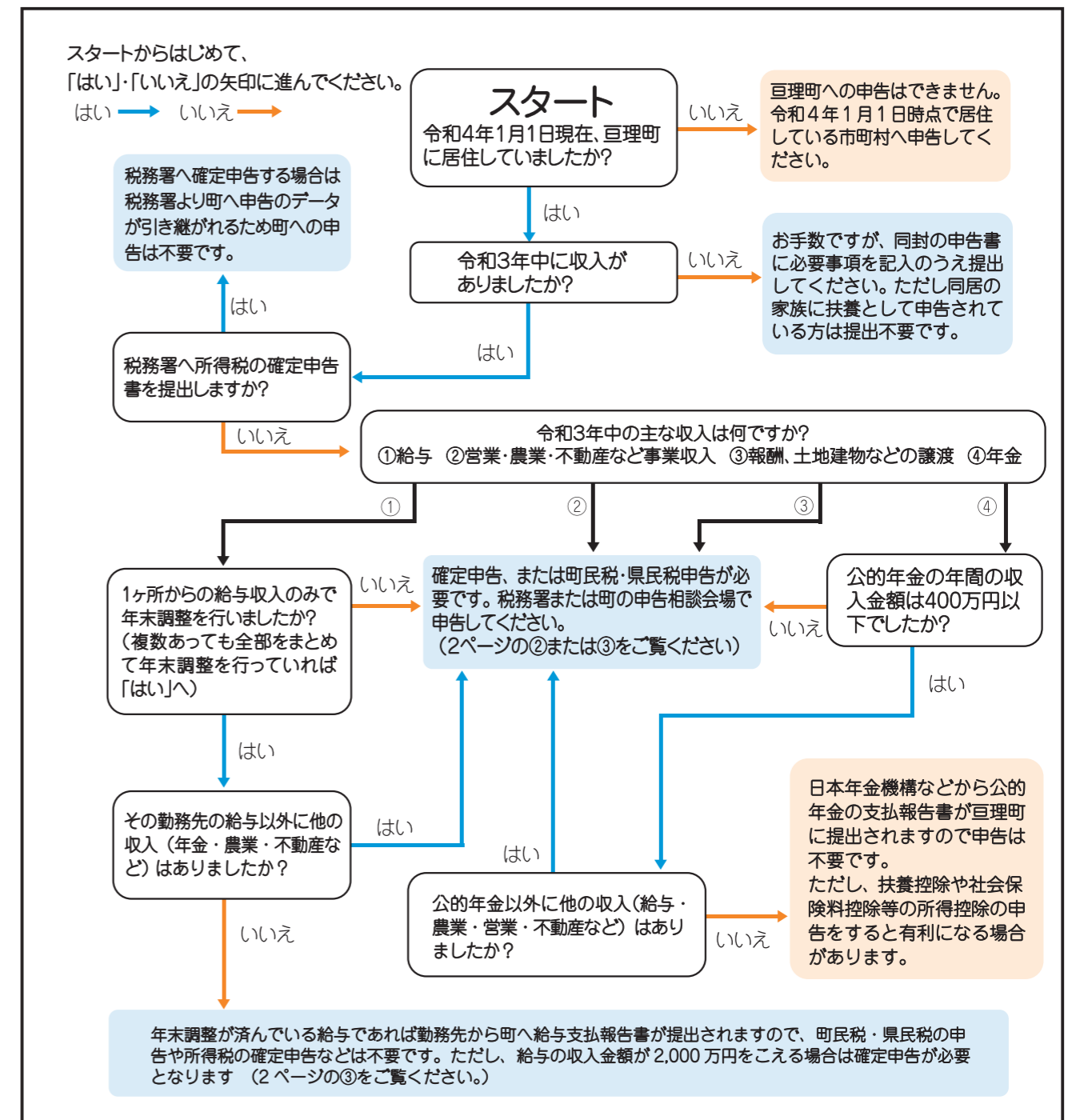
TEL(34)1112
TEL022(306)8001

令和4年度 町民税・県民税申告のお知らせ

この社会、あなたの税がいきっている

税金は、私たちの安全で豊かな暮らしを築く大切な財源です。みなさまの所得申告により、町民税・県民税、国民健康保険税としてまちづくりに役立てられます。また、介護保険料や公営住宅家賃の算定、児童手当などの各種手当や医療費助成制度の算定にも使われるほか、各種証明書の発行のための大切な資料となりますので忘れずに申告しましょう。

私は、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？



①申告する必要のない方

- 1ヶ所から給与の支払を受けている給与所得者で年末調整が済んでおり、年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得がない方。
- 年金を1ヶ所から受給しており、農業や譲渡所得などその他の所得がない方。
- 収入がなく、同居の家族の控除対象の扶養となっている方。 など

②町民税・県民税申告が必要な方(町に申告する必要のある方)

- 1ヶ所から給与の支払を受けている方で、給与以外の年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得の合計額が20万円以内の方。
- 2ヶ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整した給与以外の給与収入金額とそれ以外の各種所得の合計額が20万円以下の方。
- 給与、年金以外の所得で生計をたてている方で、所得税のかからない方。
- 失業中や病気で働けなかった方など収入のなかった方、別居の親族の扶養になっている方。 など

※令和3年中に収入のなかった方は、このお知らせの中の「申告書」に必要事項を記入のうえご提出ください。
(感染症対策でなるべく接触を減らすため郵送での提出にご協力ください。)
※町民税・県民税申告が必要な場合で、収入や経費が少額であるなど軽微なものについての申告が郵送で提出できる簡易的な申告書も準備しております。詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

※令和3年中に土地建物の売買による譲渡所得があった方については税務署会場(アズテックミュージアム)で申告していただくこととなります。ただし公共事業用地の買収等で特別控除により所得税がかからない場合は町の会場で受付できます。

※所得申告は町の会場でおこなっても、消費税の申告を税務署でしなければならない場合があります。

※青色申告は町の会場では受付できませんので、税務署の会場で申告してください。

○町民税・県民税申告相談の会場や日程・受付時間等については、4ページをご確認ください。

③確定申告が必要な方(税務署に申告しなければならない方)

- 源泉徴収されていない、または年末調整をしていない給与所得者。
- 給与所得者で、給与以外の年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得などその他の所得の合計額が20万円を超えている方。
- 2ヶ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整を受けた主な給与以外の給与収入とその他の各種所得の合計額が20万円を超えている方。
- 給与・年金以外の所得で生計をたてている方で毎年確定申告により所得税を納付している方。
- 年間の給与収入金額が年間で2,000万円を超える方。
- 公的年金の収入金額が年間で400万円を超える方。
- 住宅ローン控除、医療費控除、ふるさと納税、その他控除により所得税の還付を受けられる方。
- 上場株式の譲渡所得や配当所得の損益通算や損失繰越の特例などの適用を受けられる方。 など

○所得税の確定申告相談会場(税務署設置会場)

申告会場 アズテックミュージアム(仙台産業展示館) 仙台市太白区中田町杉ノ下18
申告期間 令和4年2月7日(月)～3月15日(火) 土・日曜日、祝日除く
※ただし、2月20日(日)及び2月27日(日)は開設します。
受付時間 9:00～16:00(入場には整理券が必要です。配布方法など詳しくは国税庁HPをご確認ください。)

④申告の際に必要な書類等

- 申告書提出に必要なもの
①マイナンバーカードまたは番号通知カードと身分証明、②税務署からの通知はがき(あれば)
- 給与所得(アルバイトや日雇いも含む)や年金所得のある方
①給与所得の源泉徴収票(または支払証明書など)、②公的年金の源泉徴収票
- 営業所得・不動産所得のある方
①収支内訳書や青色決算書(すでに作成されている場合)
②年間の収入や経費のわかるもの(帳簿・領収書等)
③事業用車両や機械等を購入した場合その時期や金額のわかるもの(購入伝票・領収書など)
- 農業所得のある方
①収支内訳書や青色決算書(すでに作成されている場合)
②農産物取扱高証明(出荷証明)、売上帳
③農業関係経費の年間取引証明書や帳簿・領収書など
④農機具や車両等を購入した場合その時期や金額のわかるもの(購入伝票・領収書など)
- 譲渡所得(土地・建物)のある方
①収用証明書・買取証明書・農地売買のための買入証明書等(公共用地買収等の場合)
②売買契約書(あれば購入・建築時の物も)
- その他(必要に応じご持参ください)
①前年の申告書の控、②国保税や健康保険料・国民年金などの領収書や納付確認書、
③生命保険・地震保険料の控除証明書、④医療費の明細書、⑤住宅ローン控除関係書類、
⑥障害者手帳などその他控除に必要と思われる書類 など

注意!

- ◎申告されなかった場合、町で所得状況の把握ができないため各種手当や支援を受けられない場合があります(コロナウィルス感染症に関する今後の施策等でも影響が出る可能性があります)。
- ◎農業・営業・不動産所得については帳簿などを整理計算のうえ収支の明細を明確にしたうえ申告してください。(整理されていない場合その場で申告できません)
- ◎医療費控除を受ける場合も医療費の明細をきちんとまとめたくておいてください。
- ◎例年申告相談会場は大変込み合うため、事前に資料をまとめておき来場いただきますと待ち時間や申告に係る時間が短くなりますのでご協力くださるようお願いいたします。

e-Taxを使うと自宅からパソコンで申告も納税もできます

国税庁では感染症の拡大防止のため他者との接触を避けられるe-Taxを使ったオンラインでの申告を推進しています。

インターネット上でマイナンバーカードとパソコンやスマートフォンを使って申告の期間中は24時間オンラインでさまざまな申告や納税の手続きができます。また、マイナンバーカードがなくても事前に税務署で登録IDとパスワードを取得しておくことで同様の手続きができます。

または、上記の方法が難しい場合でもe-Taxページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成できるので、プリンターで印刷して税務署へ郵送により提出することも可能です。

くわしくはe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp/ をご覧ください。